

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」について

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、祖父母等（直系尊属である贈与者）が子や孫等（受贈者）に対して、結婚・子育て資金に充てるため一括して金銭を贈与し、当該子や孫等の名義で新たに開設された口座に預入等された場合には、**贈与税が非課税**となります。

〔制度の概要〕

非課税となる結婚・子育て資金の範囲と金額	(1) 結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む）に要する費用、住居に要する費用および引っ越しに要する費用のうち一定のもの (2) 妊娠に要する費用、出産に要する費用、医療費および保育料のうち一定のもの ⇒最大 1,000 万円（(1)と(2)の合算） ※ 結婚に際して支出する費用については、上記 1,000 万円の範囲内で最大 300 万円 ※ 詳細は、今後示されます ※ 期間中に贈与者が死亡した場合の贈与税の取扱いは、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置とは異なります
贈与者となりうる方	受贈者の直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母）
受贈者の年齢制限	20 歳以上 50 歳未満
当初のお手続	✓ 本非課税措置に対応した預金等の商品を取扱う銀行等で、専用口座を開設のうえ、贈与された金銭を預入等していただきます ✓ 口座開設に先立ち、贈与者と受贈者の間で書面により贈与契約を締結いただく必要があります ✓ 専用口座の開設に当たっては、受贈者から所定の申告書（結婚・子育て資金非課税申告書）を取扱金融機関に提出いただきます ※ 取扱金融機関以外の金融機関に預入等されても、本非課税措置の適用を受けることはできません
専用口座について	✓ 開設可能な専用口座は、受贈者お一人につき 1 つです。専用口座を 1 つ開設された受贈者は、他の取扱金融機関や口座開設された金融機関における他の店舗も含め、他に専用口座は開設できません ※ 2 口座以上開設された場合には、1 つを除き無効となります ✓ 受贈者が 50 歳に達した日などに専用口座は終了します
結婚・子育て資金の払出し	専用口座から払出された資金を結婚・子育て資金としてご利用されたことを確認するため、取扱金融機関に領収書等を提出いただきます ※ 領収書等の提出がない払出しや結婚・子育て資金目的外の払出しは課税対象となります

- ◇ 当行は、本非課税措置に対応する預金商品を取扱う準備を進めておりますが、取扱開始時期は未定です。
- ◇ 今後、法令等にもとづく具体的な要件が確定し、必要な準備が整い次第、当行の店頭やホームページ等でご案内いたします。
- ◇ なお、現在でも、扶養義務者から被扶養者への「生活費等であって、通常必要と認められる」範囲内で都度贈与を行う場合は非課税とされています。^(注)
- (注) 相続税法第 21 条の 3 第 1 項第 2 号、相続税基本通達 21 の 3-3~6、3-9

※本制度概要は、平成 27 年 4 月 1 日時点の情報をもとに記載しています。

※具体的な税務上の取扱いについては、お客さまご自身で税理士・税務署にご相談・ご確認ください。

※なお、制度の詳細については、下記国税庁ホームページをご確認ください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku-zoyo/201504/pdf/01-01.pdf>